

## 瑞樹団地民地緑化に関する協定

緑のまちづくり計画の名称	瑞樹団地地区緑のまちづくり計画	
緑のまちづくり計画の対象となる区域	みずき1丁目、2丁目、3丁目、4丁目	
緑のまちづくり計画の対象となる区域の面積	約40.3ha	
緑のまちづくりの目標	本地区における、緑地の保全と緑化の推進を図り、住むものにやさしく、ゆとりある住環境の形成と文化的な生活を確保することを目指す。	
緑のまちづくりの方針	<p>上記目標に向けて以下に掲げる項目を緑のまちづくりの基本方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然につどい、四季との語らいのあるまち</li> <li>2 水と緑が調和した魅力あるまち</li> <li>3 緑豊かな景観を備えた閑静で落ち着いたまち</li> </ol>	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	樹木等の種類	<p>周辺住民および農作物等に害を与える恐れのある次に掲げるものは、植栽してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ぜんそく、かぶれ等の原因になるもの ウルシ類、セイタカアワダチソウ、ブタクサ等</li> <li>(2) 毒性のあるもの ドクウツギ、シキミ、ウルシ等</li> <li>(3) 農作物の病気の媒体となるもの カイヅカイブキ、ハイビャクシン等</li> </ol>
	樹木等を植栽する場所	<p>幹線道路及び道路、その他の公共用地に接する部分（カーポート、アプローチ部分を除く。）、隣地境界線部分には、生け垣を植栽しなければならない。幹線道路及び道路、その他の公共用地に接する部分の植栽間隔は50cm、隣地境界線部分の植栽間隔は1m内外のチドリ植えとする。</p>
	生け垣の樹種	<p>生け垣の樹種は次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1丁目地区は、山茶花又はウバメガシとする。</li> <li>(2) 2丁目地区は、セイヨウベニカナメモチ（レッドロビン）とする。</li> <li>(3) 3丁目地区は、ウバメガシとする。</li> <li>(4) 4丁目地区は、セイヨウベニカナメモチ（レッドロビン）とする。</li> </ol>
	垣またはさくの構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生け垣の高さは、敷地地盤面から1.8m以下としなければならない。</li> <li>2 幹線道路に面して生け垣を設ける場合は、道路境界線から1m後退するものとし、その後退部分においては、敷地地盤面からの高さが0.6m以下の低木、地被類、草花等を設けなければならない。</li> <li>3 幹線道路及び道路に面する部分の生け垣は植栽樹を設け、植栽樹の構造は、次項及び別紙図面のとおりとする。</li> </ol>

住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	植栽樹の構造	<p>幹線道路及び道路に面する部分の生け垣の植栽樹は、高さは30cm以下とし、自然石（錆ミカゲ石 300×120×100 mm程度ビシャン仕上げ）を用いる。</p> <p>なお、必要開口部以外は、全て生け垣とする。ただし、敷地に高低差がある場合等、特殊な敷地の植栽樹については運営委員会との協議による。</p> <p>幹線道路に面する部分は2段植栽とする。</p>								
	樹木等の植栽量	<p>植栽する樹木の量は、一宅地につき高木3本以上（植栽時の高さ1.8m以上）とする。</p>								
	樹木等の維持管理	<p>土地所有者等は、樹木等の健全な育成を図るために必要な剪定整枝および病虫害防除を行わなければならない。</p>								
	運営委員会の設置と役割	<p>1 この協定の運営に関する事項を処理するため、町会に運営委員会を設置する。</p> <p>2 この協定を実現するため、住民は協定内容及び地区計画を遵守し、運営委員はその指導又は助言を行う。</p> <p>3 運営委員会は、町会員より選出された委員をもって組織する。</p> <p>4 運営委員会は、次の者で組織する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">（1）委員長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>（2）副委員長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>（3）会計</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>（4）委員（委員長および副委員長を含む）</td> <td style="text-align: right;">若干名</td> </tr> </table> <p>5 委員長は、町会役員が兼務とし、事務を総括し、運営委員会を代表する。</p> <p>6 副委員長および会計は、委員長が指名する。</p> <p>7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>8 会計は、運営委員会の経理に関する事務を処理する。</p> <p>9 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	（1）委員長	1名	（2）副委員長	1名	（3）会計	1名	（4）委員（委員長および副委員長を含む）	若干名
	（1）委員長	1名								
（2）副委員長	1名									
（3）会計	1名									
（4）委員（委員長および副委員長を含む）	若干名									
協定の有効期間	<p>この協定の有効期間は、平成22年1月11日から平成27年4月末日までとする。ただし、期間満了前までに町会員の過半数から文書にて廃止の申し出があった場合、又は、みずき町会の総会において廃止の議決がなされた場合を除き、さらに5年間延長するものとする。以後も同様とする。</p>									